

(別紙)

指名停止措置について

No.	対象業者	事案の内容及び指名停止の理由	指名停止の根拠		指名停止期間	登録業種
			指名停止措置要領第2条第1項に基づく別表	該当条項		
1	(株)押田建築設計事務所 代表取締役社長 白川 晴邦 富山市丸の内三丁目4番16号	富山県立山町発注の実施設計業務等の指名競争入札において、官製談合防止法違反及び公契約関係競争入札妨害の容疑で、当該業者の役員が富山県警に逮捕されたため。	(談合) 9 登録業者である個人又は登録業者の役員若しくはその使用人が刑法(談合又は公契約関係競争等妨害)又は入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反の容疑により逮捕又は公訴を提起されたとき。 (1) 本市契約に関するもの 12か月 (2) 本市契約を除く愛知県内におけるもの 6か月 (3) 愛知県外におけるもの 3か月	愛知県外であるため3号に該当	3か月 令和6年4月6日～ 令和6年7月5日	コンサル:設計